

食品安全基本法第21条に基づく基本的事項の策定について

1 策定の根拠

食品安全基本法（以下「基本法」という。）第21条第2項において、「内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」とこととされている。

2 趣旨・内容

基本法は、国及び地方公共団体が統一的な方向性をもって措置を講じ、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するという法の目的の達成を図るため、第11条から第20条までにおいて、当該施策を策定するに当たっての基本的な方針を明らかにしている。基本的事項は、これらの規定において明らかにされた基本的な方針をより具体化するために策定されるものである。

具体的には、以下の10項目について定めることとされている。

食品健康影響評価の実施

国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定
情報及び意見の交換の促進

緊急の事態への対処等に関する体制の整備等

関係行政機関の相互の密接な連携

試験研究の体制の整備等

国の内外の情報の収集、整理及び活用等

表示制度の適切な運用の確保等

食品の安全性の確保に関する教育、学習等

環境に及ぼす影響の配慮

3 策定までの手順

内閣総理大臣から食品安全委員会への諮問（10月15日）

- ・ 基本法第21条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣から「食品安全委員会の意見を求める」旨の諮問を受け、食品安全委員会から企画専門調査会に対し検討を指示

企画専門調査会における検討（第1回）（10月29日）

- ・ 基本法の各規定について検討すべき項目を提示
- ・ 半分程度の規定について審議

第13条及び第14条について、並行してリスクコミュニケーション、緊急時対応の各専門調査会における検討（10月下旬～11月上旬）

企画専門調査会における検討（第2回）（11月13日）

- ・ 第13条及び第14条を含む残りの規定について審議

企画専門調査会における検討（第3回）（12月 3日）

- ・ 企画専門調査会としての意見を取りまとめ

食品安全委員会における検討（12月上旬）

- ・ 企画専門調査会からの意見について検討し、食品安全委員会としての意見を取りまとめ

意見募集の実施（時期未定）

各省協議、閣議決定、公表（来年1月ごろ）